



大阪労働局発表  
令和元年8月26日

大阪労働局  
総務調整官 鈴木 博司  
賃金課長 渡邊 和美  
電話 06-6949-6484  
06-6949-6485

## 最低賃金に関する基礎調査に係る大阪 地方最低賃金審議会への報告について

大阪労働局（局長 井上真）では、本年6月に、最低賃金に関する基礎調査に不適切な事務処理の疑いが見つかったことから調査を行ってきましたが、本日、その結果を別添のとおりまとめ、大阪地方最低賃金審議会（会長 服部良子 大阪経済法科大学経営学部教授）に報告しましたので、お知らせします。

参考資料 令和元年7月3日大阪地方最低賃金審議会配布資料

## 大阪労働局の最低賃金に関する基礎調査に係る 不適切な事務処理についての報告

### 1 概要

大阪労働局で実施した最低賃金に関する基礎調査(管内の産業別等の賃金分布を調査するもの。調査実施期間:毎年5月上旬~6月上旬。以下「基礎調査」という。)において、職員2名(局専門官及び局主任)により、不適切な事務処理が行われていたことが判明した。

令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会に平成30年調査の集計結果の訂正を報告した際、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するものであり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改正額の議論の結果に影響を与えるものではない」とのご見解を頂いているところであるが、本事案の経緯、調査結果及び今後の対応について以下のとおり報告する。

### 2 本事案の経緯

大阪の最低賃金の改定額の審議の参考指標として参照される令和元年の基礎調査について、集計作業を行っている中で、数字誤りの可能性に職員が気づいたことが端緒である。

当時集計中の令和元年の調査については、集計作業の中で調査票の精査(事業所に問い合わせる等により確認)を実施した。

また、平成30年7月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した基礎調査の調査結果についても同様の数字誤りの可能性があったことから、令和元年度の最低賃金の改定額を審議する上で、改定元となる平成30年度の最低賃金額の決定に係る審議に影響があったかどうかを確認するため、平成30年調査の調査票の内容を事業所に問い合わせる等して調査票の内容を精査した上で再集計を行った。再集計の結果を元に、令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会において平成30年調査の集計結果の訂正を報告した\*。

さらに、平成26年から29年の調査についても、同様の数字誤りの可能性を把握したため、大阪労働局において本件の詳細を把握する調査を実施した。

※ 令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会に平成30年調査の集計結果の訂正を報告した際、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するものであり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改正額の議論の結果に影響を与えるものではない」との見解をいただいた。

### 3 調査方法

大阪労働局総務部は、本件の事実関係を把握するため、現存する平成 26 年以降の調査票を確認するとともに、以下の職員の計 28 名に対して聴き取り調査を行った。

- ・平成 23 年度以降<sup>\*</sup>に在籍した労働基準部賃金課の管理職員及び本調査の取りまとめを担当した職員
- ・上記以外の平成 26 年度以降に在籍した労働基準部賃金課の本調査に関わった職員（既に退職し連絡が取れない者及び休職中の者を除く）

※後述する職員 A は、局専門官として平成 24 年度から本調査担当として在籍していた。

併せて、2 で述べた再集計作業で把握された事実と照らし合わせて確認を行った。

### 4 調査結果

#### (1) 現存する調査票より確認されたこと

大阪労働局内に現存する平成 26 年調査から平成 30 年調査までの調査票を確認したところ、それぞれ以下のとおりの①本来印字されているはずの住所・事業所名が手書きされており、かつ記入担当者欄が空欄のもの、②事業所の労働者数を変更し、それに見合うよう労働者に関する事項を変更しているが、その変更理由が付記されていないもの（以下「不適切処理が疑われる調査票」という。）が認められた。

	調査対象事業所数	不適切処理が疑われる調査票
平成 26 年	5284	240
平成 27 年	4153	351
平成 28 年	4378	252
平成 29 年	4772	368
平成 30 年	4960	316

#### (2) 平成 30 年調査の再集計の過程で把握されたこと

平成 30 年調査の不適切処理が疑われる調査票 316 事業所分について、2 で述べた再集計作業での事業所への問い合わせにより、以下のことが確認された。

不適切処理が疑われる調査票の内訳	事業所数
調査票の修正が当時の事業所の実態と合っていることが確認されたもの	5
本来印字されているはずの住所・事業所名が手書きされており、かつ、事業所に調査票の提出した事実がない、又は提出した事実が不明なもの	134
労働者の数の不適切な変更とそれに対応する労働者の個別データ欄の変更（個別労働者のデータ削除、又は追加）が行われていたもの	111
事業所の確認が取れず修正の経緯が不明なもの	66

### (3) 聞き取り調査から把握されたこと

聞き取り調査から、基礎調査のとりまとめを行っていた職員A（局専門官）及びその指示を受けた職員B（局主任）が平成29年及び平成30年について調査事業所数を確保するために独断で不適切な事務処理を行った事実を認めた。また、平成26年から平成28年までについても、職員Aが独断でかつ単独で不適切な事務処理を行った事実を認めた。

なお、聞き取り調査からその他の職員の不適切な事務処理はなかった。

## 5 原因分析

### (1) 調査関係者のコンプライアンス意識の欠如

今回の事案は、職員Aは調査票を勝手に修正することが不適切であるとの認識はあったものの、企業規模を変更する程度は問題ないと考えていたことや一部の業種で回収率が悪いことを理由に調査事業所数を確保するため調査票を書き換えるなど、統計に対する誤った認識と、コンプライアンス意識が欠如する中で、このような不適切な事務処理を行っていたこと。

### (2) 管理者の不十分な管理

管理職員が業務のチェックや進捗管理、必要に応じた局内の支援体制の構築をしておらず、職員Aの不適切な事務処理を把握できていなかったこと。

## 6 再発防止策

### (1) 調査関係者に対する研修の実施

新たに賃金課に配置された職員に対し、基礎調査の目的や調査方法等について研修を行うとともに、毎年、基礎調査を実施する際には賃金課の職員に対し、今回の事案も踏まえて不適切な事案の例示を示しつつ、適切な事務処理の実施やコンプライアンス意識の徹底に向けた教育を管理職員より行う。

### (2) 組織的な業務の実施

調査票の回収から最低賃金審議会専門部会の資料作成に至るまで、賃金課長及び主任賃金指導官によるチェックをマニュアル化し、必要に応じて局内における支援体制を構築する。

また、賃金課長及び主任賃金指導官が進行管理をしながら、一人の担当が長期に業務を抱え込むことがないように、一つの業務を複数職員が担当し相互に指摘し合える体制を構築し、組織的な業務の実施を行う。

## 平成 30 年度最低賃金に関する基礎調査について

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づいて、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資することを目的として、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握することを目的とする。

#### (2) 調査の範囲

##### ① 事業所

次のアないしクの産業に属し、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業は 100 人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）は 30 人未満の常用労働者を雇用する民営事業所

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業、出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門・技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

##### ② 労働者

6 月 1 日において、①に掲げる事業所に雇用される労働者

#### (3) 調査事項

##### ① 事業所に関する事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 事業所の労働者数

ウ 労働組合の有無

##### ② 労働者に関する事項

ア 性

イ 就業形態

ウ 年齢

エ 勤続年数

オ 職種又は仕事の内容

カ 当年 6 月分の賃金形態

キ 当年 6 月分の基本給額（見込額）

ク 当年 6 月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）

ケ 当年 6 月分の月間所定労働日数

コ 当年 6 月分の 1 日の所定労働時間数

#### (4) 調査の実施期間

5 月上旬～6 月上旬

## 2. 集計値の訂正

平成 30 年 7 月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した、「平成 30 年最低賃金に関する基礎調査」を再集計した主な集計値は以下のとおり。

### (1) 平成 30 年の大阪府最低賃金の改正による影響率等

	①修正前 <sup>(注1)</sup>	②修正後	②-①
賃金の引上げが必要な労働者数 <sup>(注2)</sup>	278 千人	279 千人	+1 千人
影響率 <sup>(注3)</sup>	19.3%	19.4%	+0.1%

(注1)平成30年8月2日 大阪府最低賃金改正についての報道発表を行った資料で公表した数値

(注2)大阪府最低賃金を時間額 936 円に改正することにより、賃金の引上げが必要な労働者数

(注3)最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

### (2) 最低賃金に関する基礎調査の集計表の主な集計項目

	①修正前	②修正後	②-①
時間当平均賃金額	1,453 円	1,461 円	+8 円
中位数 (時間当賃金額)	1,194 円	1,196 円	+2 円

(再集計前)

賃金分布表(1) (地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表) 30年 賃金分布表(1) 地域:大阪府 産業:地域別最低賃金適用産業 就業形態:(全て) 規模:(全て)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	年齢別					
		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,440,173	22,579	43,783	1,047,194	123,324	90,675	112,618
円	15,245			6,332	1,789	3,225	3,899
-	799	(1.1)		(0.6)	(1.5)	(3.6)	(3.5)
800 -	2,706		181	1,630	60	517	318
	809	(0.2)	(0.4)	(0.2)	(0.0)	(0.6)	(0.3)
810 -	404			296		83	24
	819	(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.0)
820 -	465			102	57	155	151
	829	(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.1)
830 -	554			142		103	309
	839	(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.3)
840 -	949		271	561		39	77
	849	(0.1)	(0.6)	(0.1)		(0.0)	(0.1)
850 -	2,608			2,245		44	318
	859	(0.2)		(0.2)		(0.0)	(0.3)
860 -	791		191	447			152
	869	(0.1)	(0.4)	(0.0)			(0.1)
870 -	2,373			777		695	901
	879	(0.2)		(0.1)		(0.8)	(0.8)
880 -	2,175			1,319	144	334	378
	889	(0.2)		(0.1)	(0.1)	(0.4)	(0.3)
890 -	2,830			1,595	651	252	333
	899	(0.2)		(0.2)	(0.5)	(0.3)	(0.3)
900 -	57,150	3,361	3,467	39,972	2,331	2,034	5,984
	909	(4.0)	(7.9)	(3.8)	(1.9)	(2.2)	(5.3)
910 -	105,540	4,023	5,861	68,377	6,845	9,511	10,922
	919	(7.3)	(13.4)	(6.5)	(5.6)	(10.5)	(9.7)
920 -	44,709	2,943	3,798	30,331	2,045	1,505	4,088
	929	(3.1)	(8.7)	(2.9)	(1.7)	(1.7)	(3.6)
930 -	42,718	4,291	3,989	23,688	3,202	2,668	4,880
	939	(3.0)	(9.1)	(2.3)	(2.6)	(2.9)	(4.3)
940 -	28,292	2,538	2,146	14,909	830	4,977	2,892
	949	(2.0)	(4.9)	(1.4)	(0.7)	(5.5)	(2.6)
950 -	57,490	1,471	6,603	34,400	3,137	5,404	6,475
	959	(4.0)	(15.1)	(3.3)	(2.5)	(6.0)	(5.7)
960 -	19,028	459	1,561	12,885	1,024	819	2,280
	969	(1.3)	(3.6)	(1.2)	(0.8)	(0.9)	(2.0)
970 -	14,426	506	1,293	8,974	1,280	1,738	634
	979	(1.0)	(3.0)	(0.9)	(1.0)	(1.9)	(0.6)
980 -	24,381	506	2,726	18,594	486	973	1,094
	989	(1.7)	(6.2)	(1.8)	(0.4)	(1.1)	(1.0)
990 -	9,452		71	6,768	699	452	1,463
	999	(0.7)	(0.2)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(1.3)
1,000 -	119,429	2,021	6,817	81,394	10,096	7,812	11,291
	1,049	(8.3)	(15.6)	(7.8)	(8.2)	(8.6)	(10.0)
1,050 -	56,115		61	43,952	3,123	2,391	6,587
	1,099	(3.9)	(0.1)	(4.2)	(2.5)	(2.6)	(5.8)
1,100 -	70,783		1,781	56,588	3,194	4,214	5,007
	1,149	(4.9)	(4.1)	(5.4)	(2.6)	(4.6)	(4.4)
1,150 -	44,414		250	36,280	3,306	1,741	2,837
	1,199	(3.1)	(0.6)	(3.5)	(2.7)	(1.9)	(2.5)
1,200 -	39,585		602	31,514	4,256	1,925	1,289
	1,249	(2.7)	(1.4)	(3.0)	(3.5)	(2.1)	(1.1)
1,250 -	48,312	459	235	36,368	4,841	2,963	3,447
	1,299	(3.4)	(0.5)	(3.5)	(3.9)	(3.3)	(3.1)
1,300 -	39,978		918	30,671	2,952	1,594	3,844
	1,349	(2.8)	(2.1)	(2.9)	(2.4)	(1.8)	(3.4)
1,350 -	37,838			30,347	3,214	1,746	2,531
	1,399	(2.6)		(2.9)	(2.6)	(1.9)	(2.2)
1,400 -	80,229		918	64,986	7,628	3,091	3,606
	1,499	(5.6)	(2.1)	(6.2)	(6.2)	(3.4)	(3.2)
1,500 -	469,204		44	360,750	56,134	27,669	24,606
		(32.6)	(0.1)	(34.4)	(45.5)	(30.5)	(21.8)
月平均賃金額	199,973	54,145	71,328	210,742	250,037	182,152	138,614
時間当平均賃金額	1,453	941	978	1,467	1,760	1,388	1,333
月一人当たり労働時間数	133	57	73	139	141	132	107
第1・2分位数	909	909	909	909	910	872	873
第1・10分位数	910	909	910	910	920	910	909
第1・4分位数	950	910	920	980	1,025	946	930
中位数	1,194	930	950	1,247	1,420	1,083	1,019
四分位偏差係数	0.3004	0.0166	0.0422	0.2821	0.3595	0.2941	0.2307

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比



(再集計値)

賃金分布表(1) (地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表) 30年  
 賃金分布表(1) 地域: 大阪府 産業: 地域別最低賃金適用産業 就業形態: (全て) 規模: (全て)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	年齢別					
		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,440,173	22,499	44,078	1,033,027	125,521	95,234	119,815
円	15,465			6,767	2,123	2,796	3,778
-	799	(1.1)		(0.7)	(1.7)	(2.9)	(3.2)
800 -	2,996		149	1,653	74	700	419
	809	(0.2)	(0.3)	(0.2)	(0.1)	(0.7)	(0.3)
810 -	396			263		106	27
	819	(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.0)
820 -	535			134	54	196	151
	829	(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.1)
830 -	550			107		117	327
	839	(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.3)
840 -	953		271	560		43	79
	849	(0.1)	(0.6)	(0.1)		(0.0)	(0.1)
850 -	2,862			2,478		43	341
	859	(0.2)		(0.2)		(0.0)	(0.3)
860 -	859		193	505			161
	869	(0.1)	(0.4)	(0.0)			(0.1)
870 -	2,980			1,019		861	1,101
	879	(0.2)		(0.1)		(0.9)	(0.9)
880 -	2,425			1,430	187	379	429
	889	(0.2)		(0.1)	(0.1)	(0.4)	(0.4)
890 -	3,271			1,838	833	267	333
	899	(0.2)		(0.2)	(0.7)	(0.3)	(0.3)
900 -	50,660	3,458	3,479	32,725	2,596	1,844	6,557
	909	(3.5)	(7.9)	(3.2)	(2.1)	(1.9)	(5.5)
910 -	110,078	4,129	5,845	70,269	7,422	10,653	11,760
	919	(7.6)	(18.4)	(13.3)	(5.9)	(11.2)	(9.8)
920 -	46,198	3,128	4,093	30,806	2,184	1,611	4,375
	929	(3.2)	(13.9)	(9.3)	(1.7)	(1.7)	(3.7)
930 -	41,563	4,096	3,873	22,576	3,088	2,530	5,400
	939	(2.9)	(18.2)	(8.8)	(2.2)	(2.5)	(4.5)
940 -	28,060	2,641	2,260	14,326	777	5,072	2,984
	949	(1.9)	(11.7)	(5.1)	(1.4)	(0.6)	(2.5)
950 -	51,717	938	5,673	30,880	2,943	5,124	6,158
	959	(3.6)	(4.2)	(12.9)	(3.0)	(2.3)	(5.1)
960 -	19,553	626	1,542	12,684	1,060	762	2,880
	969	(1.4)	(2.8)	(3.5)	(1.2)	(0.8)	(2.4)
970 -	13,648	469	1,238	8,567	1,171	1,503	700
	979	(0.9)	(2.1)	(2.8)	(0.8)	(0.9)	(0.6)
980 -	26,707	469	3,026	20,111	449	1,218	1,434
	989	(1.9)	(2.1)	(6.9)	(1.9)	(0.4)	(1.2)
990 -	8,504		112	5,343	688	460	1,901
	999	(0.6)		(0.3)	(0.5)	(0.5)	(1.6)
1,000 -	123,266	1,918	6,570	83,579	10,242	8,476	12,481
	1,049	(8.6)	(8.5)	(14.9)	(8.1)	(8.2)	(10.4)
1,050 -	55,318		50	42,557	2,849	2,666	7,197
	1,099	(3.8)		(0.1)	(4.1)	(2.3)	(6.0)
1,100 -	71,881		1,729	56,508	3,350	5,073	5,221
	1,149	(5.0)		(3.9)	(5.5)	(2.7)	(4.4)
1,150 -	43,674		318	34,865	3,295	2,059	3,137
	1,199	(3.0)		(0.7)	(3.4)	(2.6)	(2.6)
1,200 -	39,190		799	31,170	3,870	1,957	1,394
	1,249	(2.7)		(1.8)	(3.0)	(3.1)	(1.2)
1,250 -	48,420	626	313	35,695	4,793	3,141	3,852
	1,299	(3.4)	(2.8)	(0.7)	(3.5)	(3.8)	(3.2)
1,300 -	40,562		1,252	30,605	3,229	1,639	3,838
	1,349	(2.8)		(2.8)	(3.0)	(2.6)	(3.2)
1,350 -	37,577			29,944	3,302	1,895	2,436
	1,399	(2.6)		(2.9)	(2.6)	(2.0)	(2.0)
1,400 -	77,770		1,252	61,837	7,617	3,448	3,617
	1,499	(5.4)		(2.8)	(6.0)	(3.6)	(3.0)
1,500 -	472,532		43	361,224	57,324	28,595	25,347
		(32.8)		(0.1)	(35.0)	(45.7)	(30.0)
月平均賃金額	199,874	53,883	72,613	211,421	249,178	181,684	137,356
時間当平均賃金額	1,461	942	986	1,478	1,766	1,391	1,324
月一人当たり労働時間数	133	57	73	139	140	132	107
第1・2分位数	909	909	909	910	910	878	875
第1・10分位数	910	909	910	910	913	910	909
第1・4分位数	958	910	920	987	1,022	946	930
中位数	1,196	930	950	1,250	1,420	1,100	1,010
四分位偏差係数	0.2968	0.0165	0.0422	0.2838	0.3726	0.2869	0.2290

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比